

5 年 保 存
令和10年3月31日満了

F N o . - 01010802

崎交規（企）第61号

令和5年3月7日

関係各所属長 殿

長崎県警察本部長

道路使用許可申請手数料の免除基準の制定について(通達)

長崎県警察関係手数料条例(平成12年長崎県条例第31号)第4条及び第6条の規定による手数料の免除について、各委員会事務局等における補助執行に関する規程(昭和39年長崎県訓令第73号)に基づき、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第77条に定める道路使用許可に係る手数料の免除基準をその現状等を踏まえ、下記のとおり制定し、令和5年4月1日から施行することとするので、事務処理上誤りのないようになされたい。

なお、「道路使用許可手数料の免除基準の制定について(通達)」(平成29年3月9日付け崎交規(企)第41号)は、令和5年3月31日限りで廃止する。

記

1 道路使用許可申請手数料の徴収を免除するもの

当該手数料の申請に係る道路使用の許可に関する行為が次のいずれかに該当するとき。

- (1) 国又は地方公共団体が自ら道路を使用する場合
- (2) 地方公共団体が法律により経営する企業等が自ら道路を使用する場合
- (3) 学校、保育所又は認定こども園が教育目的又は保育目的のために道路を使用する場合
- (4) 青少年の健全育成を目的として設立された団体、地域の自治組織として設立された自治会又は児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づく放課後児童健全育成事業としての学童保育が、設立目的のために道路を使用する場合
- (5) 交通安全、防犯又は防災を目的として設立された団体はその設立目的のために道路を使用する場合
- (6) 任意の団体が交通安全活動、防犯活動、防災活動、道路施設その他公共施設の美化清掃活動等の公益性のある活動を社会奉仕として行う目的のために道路を使用する場合
- (7) 日本赤十字社が行う献血又は採血活動若しくはそれに伴う広報活動のために道路を使用する場合

- (8) 祭礼行事のために道路を使用する場合
- (9) 社会慣習として集団行進を行うために道路を使用する場合
- (10) 公益目的で寄附を募集するために道路を使用する場合

2 前記1の(1)～(10)の免除基準

別表のとおり

3 留意事項

道路使用許可申請手数料の徴収免除の適用判断については、申請内容等を精査の上、別表を参考に申請ごとに個別具体的に判断し、取扱いに疑義が生じた場合は警察本部交通規制課と協議すること。

別表

道路使用許可手数料の免除基準

| 免除の対象 | 具体的内容 |
|---|--|
| (1) 国又は地方公共団体が自ら道路を使用する場合 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 長崎県警察関係手数料条例（平成12年長崎県条例第31号）第4条の規定により免除となる。 ○ 国又は地方公共団体の長が代表者であっても、他の企業や組織で構成された団体（〇〇実行委員会等）は地方公共団体ではないため免除の対象外とする。 |
| (2) 地方公共団体が法律により経営する企業等が自ら道路を使用する場合 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体が法律により経営する企業等には <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）により地方公共団体が経営する企業 ・ 自転車競技法（昭和23年法律第209号）により地方公共団体が委託する者 ・ モーターボート競走法（昭和26年）法律第242号）により地方公共団体が委託する者 などが該当する。 ○ 免除事例 <ul style="list-style-type: none"> ・ 上下水道事業者（上下水道局） ・ 長崎県交通局 ・ 佐世保市競輪事務所 ・ 大村市ボートレース事業団（大村市ボートレース企業局） |
| (3) 学校、保育所又は認定こども園が教育目的又は保育目的のために道路を使用する場合 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園をいい、公私の別を問わない。 ○ 保育所とは、児童福祉法第39条に規定する施設をいい、公私の別を問わない。 ○ 認定こども園とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の機能を兼ね備えた施設として都道府県の認定を受けた施設をいい、公私の別を問わない。 ○ 目的以外の宣伝又は利益行為を伴わないものに限る。 また、教育、保育目的であっても、企業等が学校又は保育所に依頼して行う宣伝又は営利行為となる行事等も免除の対象外とする。 なお、ここでいう「宣伝」とは営利を目的とした宣伝及び主義主張の理解共鳴を目的とした宣伝をいい、「利益行為」とは当該行為によって直接利益を得るものをいう。 |

| | |
|--|---|
| <p>(4) 青少年の健全育成を目的として設立された団体、地域の自治組織として設立された自治会又は児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づく放課後児童健全育成事業としての学童保育が、設立目的のために道路を使用する場合</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 青少年の健全育成を目的として設立された団体としては、県、市、町等の体育協会、小学校、中学校及び高等学校が組織する体育連盟、青少年育成協議会、ボーイスカウト連盟、ガールスカウト連盟、PTA、子供会等が該当する。 ○ 体育協会及び体育連盟とは、その設立目的が、体育、教育の振興等、学校教育の一環又はその延長としての活動目的であるものをいう。 ○ 学童保育とは、児童の健全育成を図る保育事業の総称で、学童クラブ、放課後クラブ等の名称で呼ばれている施設をいい、公私の別を問わない。 ○ 設立目的のために道路を使用する場合とは、青少年の健全な育成に資する目的で行う、競技会、その思想普及のためのパレードや子供みこし祭り等の活動に道路を使用する場合をいう。 ○ 目的以外の宣伝又は利益行為を伴わないものに限る。 なお、ここでいう「宣伝」とは営利を目的とした宣伝及び主義主張の理解共鳴を目的とした宣伝をいい、「利益行為」とは当該行為によって直接利益を得るものをいう。 |
| <p>(5) 交通安全、防犯又は防災を目的として設立された団体がその設立目的のために道路を使用する場合</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 交通安全、防犯又は防災を目的として設立された団体とは、公益を目的として設立されたものに限る。 ○ 目的以外の宣伝又は利益行為を伴わないものに限る。 なお、ここでいう「宣伝」とは営利を目的とした宣伝及び主義主張の理解共鳴を目的とした宣伝をいい、「利益行為」とは当該行為によって直接利益を得るものをいう。 |
| <p>(6) 任意の団体が交通安全活動、防犯活動、防災活動、道路施設その他公共施設の美化清掃活動等の公益性のある活動を社会奉仕として行う目的のために道路を使用する場合</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 道路施設その他公共施設とは、交通安全施設、防犯施設、防災施設及び、交通安全、防犯、防災等公共の安全のために設置された、道路標識、カーブミラー、防犯灯等をいう。 ○ 目的以外の宣伝又は利益行為を伴わないものに限る。 なお、ここでいう「宣伝」とは営利を目的とした宣伝及び主義主張の理解共鳴を目的とした宣伝をいい、「利益行為」とは当該行為によって直接利益を得るものをいう。 ○ 免除事例 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会、子供会等の地域を単位とした団体が社会奉仕及び健全育成の目的で美化清掃活動を実施する場合 ・ 企業又は個人が、宣伝又は利益行為ではなく、社会奉仕の目的で美化清掃活動を実施する場合 |
| <p>(7) 日本赤十字社が行う献血又は採血活動若しく</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 原則として日本赤十字社が行うものを対象とするが、任意団体等が日本赤十字社と一体となって、社会奉仕を目的として同団体の宣伝又は利益行為を伴わない活動として実施する場合 |

| | |
|---|--|
| <p>はそれに伴う広報活動のために道路を使用する場合</p> | <p>も免除の対象とする。</p> <p>なお、ここでいう「宣伝」とは営利を目的とした宣伝及び主義主張の理解共鳴を目的とした宣伝をいい、「利益行為」とは当該行為によって直接利益を得るものをいう。</p> |
| <p>(8) 祭礼行事のために道路を使用する場合</p> | <p>○ 祭礼行事とは、現行の道路交通法が制定された昭和35年以前から継続されている「永年の慣習」として地域に根付いている宗教的なものをいい、教会が主催するもの、神社、仏閣等が主催しない祭礼行事の練習を含む。</p> <p>○ 宣伝又は利益行為の有無を問わないが、神社及び仏閣以外の者が申請者である場合は、祭礼行事に関連しない宣伝や利益行為を伴わないものに限る。</p> <p>なお、ここでいう「宣伝」とは営利を目的とした宣伝及び主義主張の理解共鳴を目的とした宣伝をいい、「利益行為」とは当該行為によって直接利益を得るものをいう。</p> |
| <p>(9) 社会慣習として集団行進を行うために道路を使用する場合</p> | <p>○ 社会慣習とは、現行の道路交通法が制定された昭和35年以前から実施されている多数の者が参加するものをいう。</p> <p>○ 集団行進とは、多数の者が一定の目的を持って徒歩又は車両等により集団で行進することをいい、集団以外の公衆に対して気勢を示しながら共同行進する集団示威行進を含む。</p> <p>○ 目的以外の宣伝又は利益行為を伴わないものに限る。</p> <p>なお、ここでいう「宣伝」とは営利を目的とした宣伝及び主義主張の理解共鳴を目的とした宣伝をいい、「利益行為」とは当該行為によって直接利益を得るものをいう。</p> <p>○ 免除事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建国記念の日やメーデーにおける集団行進 ・ 春闘に係る集団行進 ・ 8. 9 平和行進 ・ 反戦デモ |
| <p>(10) 公益目的で寄附を募集するために道路を使用する場合</p> | <p>○ 公益性のある募金活動に限るものとし、特定の個人や団体を救済するために行われる寄附を募集する活動は、免除の対象外とする。</p> <p>○ 申請者が社会福祉法などに基づき、公益性の高い募金活動を行う団体であることが明らかである以外は、全額を寄附するなど公益性のある募金活動であることを疎明する資料の提出を必要とする。</p> <p>○ 募金活動に関連しない宣伝又は利益行為を伴わないものに限る。</p> <p>なお、ここでいう「宣伝」とは営利を目的とした宣伝及び主義主張の理解共鳴を目的とした宣伝をいい、「利益行為」とは当該行為によって直接利益を得るものをいう。</p> |

○ 公益性のある募金活動の事例

- ・ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）により設立された共同募金会が行う赤い羽根共同募金や地域歳末たすけあい運動のための募金活動
- ・ 一般財団法人あしなが育英会（昭和44年に財団法人交通遺児育英会として設立）が行うあしなが募金活動
- ・ 公益財団法人日本ユニセフ協会が行うユニセフ募金
- ・ 緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（平成7年法律第88号）により指定された者が行う緑の募金
- ・ 災害被災者支援（国内外を問わない。）のための募金活動